

議案第22号

大阪市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

大阪市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年大阪市条例第100号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（職員の配置） 第5条 設備運営基準第13条第1項において読み替えて準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第32条の2に規定する方法により満3歳以上の園児に対する食事の提供を行う幼保連携型認定こども園には、<u>栄養士又は管理栄養士</u>を置くよう努めなければならない。	（職員の配置） 第5条 設備運営基準第13条第1項において読み替えて準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第32条の2に規定する方法により満3歳以上の園児に対する食事の提供を行う幼保連携型認定こども園には、<u>栄養士</u>を置くよう努めなければならない。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月7日提出

大阪市長 横 山 英 幸

説 明

栄養士法の一部改正に伴い、幼保連携型認定こども園の職員に関する基準を改めるため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。